

国民年金

保険料免除・若年者納付猶予制度について

内に住所を有していない方に交付している被保険者証についても、有効期限は平成21年7月31日までです。8月1日以降も必要な場合は、証明書（在学・在園・入所証明書など）と印鑑を持参の上、申請手続きを行ってください。

なお、平成21年4月1日以降に手続きが済んでいる場合は、申請不要です。

(4) 社会保険など他の健康保険に加入された方がいるときは、国保の資格喪失届が必要となりますので、他の健康保険証・国民健康保険被保険者証・印鑑を持参の上、届出を行ってください。

(5) 国民健康保険税の未納がある場合は、被保険者証を交付できない場合があります。未納がある場合は、早急に納付してください。また、納期限までに支払いが困難な場合や分割納付などのご相談が必要なときは、税務課課税管理係（内線222・223）までご連絡ください。

◎保険料額・年金額

区分	保険料額 (H21)	将来の年金額	追納
免除なし	14,660円	満額	2年を過ぎると納めることができません。
4分の1免除	11,000円	8分の7	10年以内であればさかのぼって納めることができます。ただし、3年目以降は、当時の保険料額に法律で定められた加算額がつきます。
半額免除	7,330円	4分の3	
4分の3免除	3,670円	8分の5	
全額免除	0円	2分の1	

※将来の年金額について、平成21年3月分までは、全額免除は3分の1、4分の3免除は3分の1、半額免除は3分の2、4分の1免除は6分の5として計算されます。

※なお、一部納付（一部免除）については、保険料を納付しないと未納期間となります。

国民年金には保険料を納めることが困難な方に対して、申請し承認されれば保険料の免除・猶予を受けられる制度があります。

法定免除

障害基礎年金を受けている場合、合や生活保護を受けている場合、届出により保険料が免除されます。

申請免除（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

申請免除の承認・却下は、被保険者本人・配偶者・世帯主の前年度所得や、生活状況（失業・事業の廃止・震災等）により判断されます。

若年者納付猶予制度

就職が困難あるいは失業等により収入が少なく、保険料の納付が困難な30歳未満の方に限り、申請者本人と配偶者の前年度所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。（これまでは世帯主の所得も審査対象でした。）猶予された保険料は10年以内であ

ばさかのぼって納めることができます。また、未納とは違い、障害（遺族）基礎年金の保険料の納付要件に備えることができます。

申請をされる前に次のことをご確認ください。

① 所得申告が済んでいない場合、受付・審査ができませんので至急申告してください。

② 平成21年1月2日以降に転入された方は、当町において所得状況が確認できませんので、所得額と各種控除額が記載されている書類（所得証明書等）を持参してください。

③ 失業等により免除申請をする場合は、その事実を明らかにすることができる書類（雇用保険受給資格者証、離職票等）を持参してください。

④ 前年度全額免除と納付猶予の承認を受けた方で、引き続き免除・猶予を希望（継続申請）された場合、申請は不要です。

※免除申請・若年者納付猶予の承認・却下は社会保険事務所（審査により決定され、その結果が後日通知されます。）

問い合わせ先 愛媛社会保険事務局宇和島事務所 ☎22・5404